

道州制ビジョン懇談会における議事の確認について①

道州制ビジョン懇談会委員・柳井市長

河内山 哲朗

会議に出席できませんので、ぜひ懇談会席上で意見を読み上げていただきますようお願い申し上げます。

1 議事運営について

道州制ビジョン懇談会において、道州制基本法の骨子を取りまとめるよう議論が急展開した12月1日の懇談会での出席者は13名の委員中6名、座長の意向で事前の日程調整もなく設定された22日の議論でも出席委員は6名（途中からは5名）、昨日の懇談会では協議会の委員を加えても24名の委員中11名といずれも極めて少数の委員で議事が行われています。また、22日にも申し上げたように、ずっと欠席が続いている委員、辞められた委員が増えてきています。幅広い国民的な議論を巻き起こすという懇談会の本来のあり方からして、誠に憂慮すべきことと考えています。

そもそも基本法案の骨子の取りまとめを急遽行うこととなったこと、年末に集中審議と称して4日間連続で会議を開催することは、私も出席できなかった12月1日の会議の場で少数の出席委員の都合のみを考慮して決められたことです。年末は都合により欠席せざるを得ない場合もあるのですが、だからといって会議の運営や方針に関わる重要事項の決定を出席委員に包括的に委任したつもりはありません。懇談会に配付される資料についても、事前に送付されることなく、突如懇談会当日に配付され、その場で結論が出されてしまい、既定路線となってしまうことがないか大変心配しております。

こうした中で、今回の集中審議が進められることは、委員の発言権を封じることもなりかねず、座長の運営に大きな疑問を持たざるを得ません。今回も、大切な税財政の議論だというのに、当事者である市町村の立場として会議に出席して、みなさんのご議論を踏まえながら実情をお話ししたり、的確に意見を申し述べる機会が与えられないことには大きな不安を覚えています。

2 国と地方の役割分担について

22日の懇談会では、中間報告の中で、国の役割は16項目に限定されている

かのようなご発言がありましたが、これは客観的な事実ではありません。そもそも、中間報告に記述された国の役割は、堺屋委員が一度意見を出された後、なぜかほぼそのまま座長の案の中に入れられ、内容についてあまり議論をする間もなく中間報告に書かれたものであり、私も最初から憂慮しておりました。ただ、文章の最初に「国の役割は…限定する。」と書かれているものの、その段落の最後に「…の16項目を基本として検討する。」と書かれ、その前の16項目が検討のたたき台であるとされていた点、「ナショナルミニマム…については、十分な議論をおこない、基礎自治体と道州が果たすべき役割と、国が責任をもつべき部分を検討する。」と書かれており、憲法にいう法の下での平等やナショナルミニマムといった点は国も地方自治体も協力しながら進めようとして書かれていた点を踏まえ、ギリギリの思いで取りまとめに合意したものです。

仮に、この記述を前提に国はこの16項目以外には一切役割を果たせないとするのであれば、それは「連邦制」の国家であり、そもそも私はこの中間報告にも反対せざるを得ません。

3 税財政制度について

税財政制度の問題については、12月15日の税財政専門委員会からの報告にもあったとおり、親会議から示された日程を念頭に専門家によって議論がされることとなっています。つい先日、約1年間の日程案まで示して、十分な議論を依頼したのは座長ご自身であったと記憶しております。こうした中で、親会議として議論を行うとすれば、専門委員会から求められている、国・道州・基礎自治体における具体的な権限、役割分担等を詰めて、それに見合った税財源の規模や種類を考えるようにすることだと考えます。また、その際には、専門委員会からも要請があったとおり、いわゆる東京問題についても一定の方向性を出さなければいけないと思います。今後は、最終報告に向けてこうした残された課題を一つ一つ議論していかなければならないと考えます。

4 財政調整について

税財政専門委員会における、一つの大きな論点が財政調整の問題であり、今後、具体的なシミュレーションも含めて、詳細な検討が行われるものと思われます。私たち親会議がすべきことは、先ほども申し述べたとおり、専門委員会から求められている疑問に答えることであり、その審議を混乱させることはありません。

また、一つだけ私の基本的な考え方を申し上げれば、住民生活に最大の責任を

持つ基礎自治体の責任者としては、住民の最低限の生活の保障、法の下での平等が守られる財政制度でなければ許されないと考えています。先般、堺屋委員の要求に基づいて提出された地方税の偏在度を示す資料を見ますと、税の偏在度の小さな地方消費税（精算後）でも1.8倍、固定資産税で2.2倍、税額の大きな個人住民税では3.0倍の格差があります。つまり、いくら地方税の税目調整を行ったとしても、税制だけでは2倍以上の格差が生じます。しかも、これは都道府県間の比較の結果です。市町村ごとにみれば、さらに大きな格差があることは間違いありません。「だから課税自主権を十分に与えるのだ」とおっしゃられる方もいらっしゃいますが、それは現実をご存じない方のご議論だと思います。課税自主権が発揮できるのは、また地域間競争で税率を下げられるのは、決まって税源が十分にある東京を中心とした大都市圏なのです。地方にはこうした税源も自由度もありません。

こうした現実の中で、理念的には水平調整を指向するものとしても、実際に行政を預かる身としてはお金持ちの自治体との話し合いで現状以上の財源を確保できるとは到底思えません。特に、現在のような未曾有の財政危機に直面し東京都の税収も激減する中で、「それでも東京都は裕福なんだからもっと苦しい我々にさらに多くの財源を回してくれ」と声を大にして言ったとしても、本当に今回のように1兆円の交付税増額が確保できたでしょうか。実務を預かる責任者としてはとてもそうは思えません。

わが国の実態を踏まえて、住民の最低限の生活保障をしようとするれば、水平的な財政調整ばかりでなく垂直的な財政調整ができる機能を国の機能として残さなければならぬのは当然のことだと思われまます。こうした現実への効果的な対策を示した詳細な制度設計もなく、単に理念のみで、垂直調整をやめると決めることは断じて許せるものではありません。

国の役割として、現在の16項目のほかに、地方自治体間の財政調整という項目を追加することを強く求めます。

以上、意見を申し述べます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。